4　新平成二十三年改正令附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十三条第一項の規定は、連結法人の平成二十九年四月一日以後に開始する同項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額について適用し、連結法人の同日前に開始した旧平成二十三年改正令附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十三条第一項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額については、なお従前の例による。

第四十二条　第六条の規定による改正後の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（以下この条において「新平成二十四年改正令」という。）附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第十六条第一項の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する同項第一号に規定する前課税事業年度の同号に規定する地方法人税額について適用し、法人の同日前に開始した第六条の規定による改正前の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（以下この条において「旧平成二十四年改正令」という。）附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する前課税事業年度の同号に規定する地方法人税額については、なお従前の例による。

2　新平成二十四年改正令附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十九条第二項の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する同項の各課税事業年度の同項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額について適用し、法人の同日前に開始した旧平成二十四年改正令附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十九条第二項の各課税事業年度の同項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額については、なお従前の例による。

3　新平成二十四年改正令附則第十九条第二項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第十六条第一項の規定は、連結法人の平成二十九年四月一日以後に開始する同項第一号に規定する前課税事業年度の同号に規定する地方法人税額について適用し、連結法人の同日前に開始した旧平成二十四年改正令附則第十九条第二項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する前課税事業年度の同号に規定する地方法人税額については、なお従前の例による。

4　新平成二十四年改正令附則第十九条第二項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十三条第一項の規定は、連結法人の平成二十九年四月一日以後に開始する同項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額について適用し、連結法人の同日前に開始した旧平成二十四年改正令附則第十九条第二項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十三条第一項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額については、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四十三条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行令第二十五条の十二の二第二十四項の表の改正規定中「「第二百十九条」を「第二百二十一条の六」を「「第二百十九条まで」を「第二百二十一条の六まで」」に改める。

附則第一条第六号中「改定規定」を「改正規定」に改める。

附則第二十三条第五項中「おける新令」を「おける租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下この項において「平成二十八年新令」という。）」に、「掲げる新令」を「掲げる平成二十八年新令」に改め、同項の表第三十九条の二十八第二号の項中「第三十九条の二十八第二号」を「第三十九条の二十八第二項第二号」に改め、同表第三十九条の二十八第三号の項中「第三十九条の二十八第三号」を「第三十九条の二十八第二項第三号」に改める。

附則第三十三条第二項中「おける新令」を「おける租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下この項において「平成二十八年新令」という。）」に、「掲げる新令」を「掲げる平成二十八年新令」に改め、同項の表第三十九条の百二十四第一項第二号の項中「第三十九条の百二十四第二号」を「第三十九条の百二十四第一項第二号」に改め、同表第三十九条の百二十四第一項第三号の項中「第三十九条の百二十四第一項第三号」を「第三十九条の百二十四第二項第三号」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四十四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項中「第十九条の七第三項」を「第十九条の六第三項」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百六十号

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第十条第一項の規定は、この政令の施行の日以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、同日前に改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第十条第一項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎